

## 甲子園短期大学内部質保証推進に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲子園短期大学学則第1条の2第2項及び「甲子園短期大学 内部質保証の基本方針及び実施体制について」に基づき、甲子園短期大学(以下「本学」という。)が行う自己点検・評価をはじめとする内部質保証の取組みのために必要な事項を定めるものとする。

(内部質保証のための取組み)

第2条 本学は、甲子園学院中期事業計画とこの下に作成された甲子園短期大学中期教育改善計画(以下「中期教育改善計画」という。)と密接な関係性を保ちながら、自己点検・評価を行い、その結果を認証評価結果と併せて本学教育の改善に反映させる活動を継続して行うことにより、本学教育の一層の向上・充実に図り、内部質保証推進に努めるものとする。

2 本学は、教育の質の向上・充実に資するため、恒常的・継続的にIR機能の強化に取り組むものとする。

(中期教育改善計画)

第3条 中期教育改善計画は、5年ごとに策定することを基本とし、本学のホームページにおいて公表するものとする。

2 中期教育改善計画は、対象期間中に必要に応じて検討・見直しを行い、改訂することができる。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、年度ごとに自己点検・評価を行うことを基本とし、自己点検・評価報告書を作成して公表するものとする。自己点検・評価報告書は、本学のホームページにおいて公表するものとする。

2 自己点検・評価は、客観的なエビデンスの収集及び分析を通じて行われなければならない。

3 自己点検・評価を実施するため、本学に甲子園短期大学IR推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。委員会の組織等必要な事項については委員会規程において定める。

(毎年度のPDCAサイクルの転回)

第5条 本学は、内部質保証の取組みの一環として、次のとおり年度ごとにPDCAサイクルの転回を行う。

(1) 学長は、年度当初にその年度の本学の事業計画を立案し、年度末に結果報告を作成するものとする。

(2) 教職員は、年度当初にその年度の各自の年間目標を立案し、年度末に達成度自己評価を行うものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、IR推進委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。